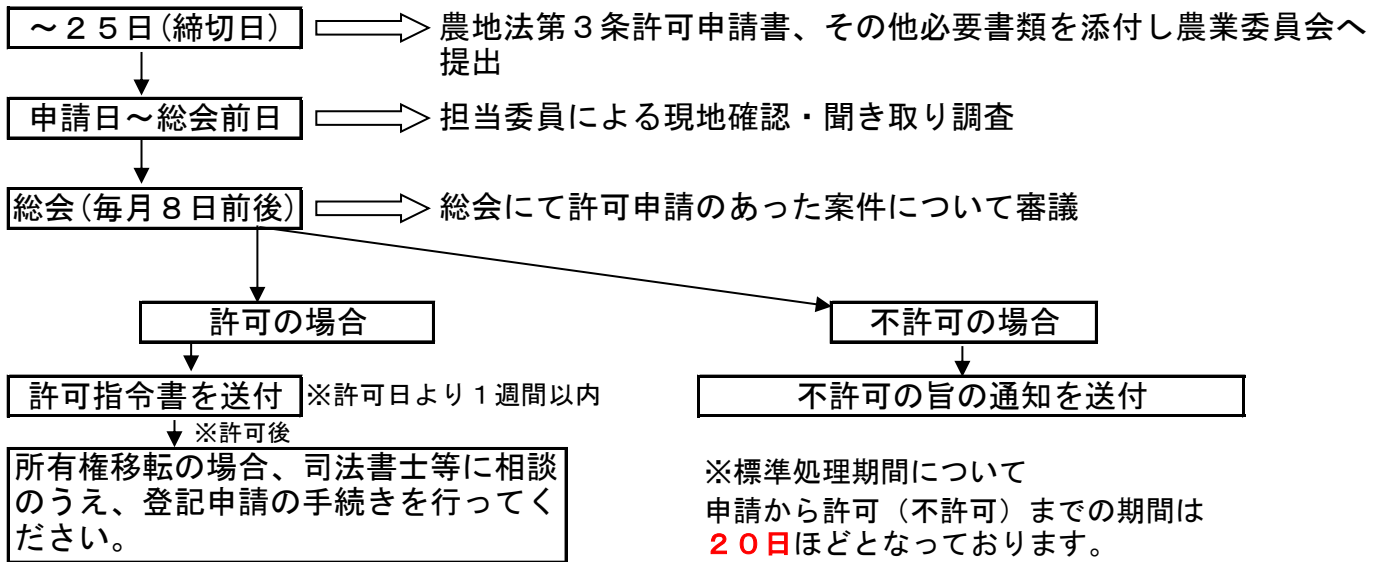


農地法第3条許可申請に対する許可までの流れ

農地法第3条の許可申請については、毎月25日(25日が休日であれば前日か前々日)まで申請していただければ、翌月の農業委員会総会にて審議されます。許可申請から許可までの流れは下記のとおりです。



許可のポイント

農地法第3条第2項第1～7号のいずれかに該当する場合は不許可となります。

第1号 全部効率利用

所有している農機具、農作業に従事している世帯員等から、農地を全て効率的に利用できると認められない場合。

第2号 農業生産法人以外の法人

申請者が法人の場合、農業生産法人以外の法人の場合。

第3号 信託

信託の引受けにより権利が取得される場合。

第4号 農作業常時従事

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利取得後、農作業に従事すると認められない場合。

第5号 下限面積

権利を取得する農地と、経営面積の合計がその地域で定める下限面積に達しない場合。(仙北市では現在10aに設定)

第6号 転貸禁止

許可申請に係る農地が貸人所有農地でない場合。

第7号 地域調和

周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる場合。

※第2号の農業生産法人以外の法人について

農業生産法人以外の法人でも要件を満たせば、解除条件付で農地を借り受けることが可能です。

※第5号の下限面積設定理由について

仙北市内において数件の新規就農に関して農業委員や事務局などに相談がありましたが、下限面積要件を満たさない可能性がある案件であることから、保留等の事例がありました。

そのため、今後仙北市において新規就農者等の受け入れの促進や県外・市外からの移住者への農地の貸借や花卉・果樹等の栽培を想定し、農地の有効利用を図ることを目的として、別段の面積を10アールに設定することとしました。